

平成 22 年 第 1 回 臨時 会

# 厚 岸 町 議 会 会 議 録

平成 22 年 2 月 17 日 開 会  
平成 22 年 2 月 17 日 閉 会

( 本 会 議 )

厚 岸 町 議 会

**平成22年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録**

招 集 期 日	平成22年2月17日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成22年2月17日	10時00分
	閉 会	平成22年2月17日	15時44分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○	16	南 谷 健	○

以上の結果、出席議員16名 欠席議員0名

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	松 澤 武 夫	議 事 係 長	田 崎 剛
--------	---------	---------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	佐藤	悟
税財政課長	小島	信夫
町民課長	米内山	法敏
福祉課長	松見	弘文
産業振興課長	高谷	高
建設課長	佐藤	雅寛
特老施設長	桂川	実

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	須佐	祐吉
体育振興課長	高根	行晴

1. 会議録署名議員 4番 高橋議員 9番 菊池議員

1. 会 期  
2月17日の1日間

1. 議事日程及び付議事件  
別紙のとおり

1. 議事の顛末  
別紙のとおり

平成22年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成22年2月17日  
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	議案第1号	厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の制定について
5	議案第2号	平成21年度厚岸町一般会計補正予算
6	意見書案第1号	平成22年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書

## 厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録

午前10時00分

●議長（南谷議員）ただいまより平成22年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の日程表の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番高橋議員、9番菊池議員を指名いたします。

日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

●10番（谷口委員長） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口委員長。

●10番（谷口委員長） 第1回の議会運営委員会の報告を行います。本日、9時半より委員会を開催いたしました。議件1、第1回臨時会の議事運営についてであります。1、議会提出の議案についてであります。(1)意見書案第1号、平成22年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書であります。審査方法は本会議で行います。2、町長提出の議案についてであります。(1)議案第1号、厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の制定について、であります。審査方法は本会議において行います。(2)議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算についてであります。審査方法は、平成21年度厚岸町一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、審査することとなりました。3、会期の決定についてであります。会期は2月17日、本日1日間といたします。以上であります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。

日程第4、議案第1号厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。

●産業振興課長（高谷課長） 議長。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただ今上程いただきました議案第1号、厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の制定について、その提案理由と条例の内容についてご説明いたします。

近年漁業を取り巻く環境は燃油高、資材費の高騰、不況の影響による魚価安等により、大変厳しい経営環境にあります。漁業者は運転資金や燃油、資材費の返済などの資金繰りに窮する状況にあります。国はこうした資金繰り等に窮し経営不振になりつつある漁業者の経営改善のため、漁業補償施策として平成21年度補正予算に通常の補償枠とは別に緊急補償枠の予算付けを行い、漁業者が信用保証協会の保証付き借換資金の融資を受けやすくするとともに、低金利融資、返済の長期化、平準化で漁業者の資金繰りの円滑化を図ることを目指しています。

こうした国の施策を受け、北海道は厳しい経営環境にある本道漁業者の資金繰りの円滑化を図るため、実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる金融不良債務や経済債務の借換資金を融通する金融機関である漁業協同組合に対し、北海道信用漁業協同組合連合会と協調した利子補給を行う、漁業経営健全化促進資金利子補給金実施要綱を、21年度のみ北海道単独制度として昨年12月に制定し、窮乏する漁業経営の健全化を支援することとしたものであります。

厚岸漁業協同組合では、この借換資金は保証料の軽減、償還の長期化、平準化が図られるなど漁業者には有利な資金であり、この資金を最大限活用するべく、現に資金繰りに窮している漁業者等と協議、調整を図り漁業経営健全化計画を作成し、1月末に北海道知事にこの計画の認定申請を提出したとのことであります。併せて北海道及び厚岸漁業協同組合から当町に対し、義務ではありませんが協調した取り組みをお願いしたいとして、町による利子補給要請支援の要求も受けているところであります。

当町といたしましても厳しい経営環境にある漁業者の資金繰りを円滑化し経営の健全化を図ることは、当町水産業の発展のためにも重要な課題でありますので、資金繰りに窮している漁業者への支援を図るため、漁業経営健全化促進資金の貸し付けを行う融資機関である厚岸漁業協同組合に対し利子補給金を交付するため、この条例を制定しようとするものであります。

（以下条文の説明につき省略）

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

●2番（堀議員） 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 何点か教えていただきたいと思います。まず、定義の部分で、中小漁業者。ここでは従業者の数が300人以下、そして漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるものと、かなり大きいんですけども。大きいと私は感じるんですけども。厚岸町の今現在の従

業者の数、一番多い数、それと合計総トン数を教えていただきたいと思います。

また、この漁業経営健全化促進資金なんですけれども、ただいまの説明で需要額8,300万円に対して利子補給額が最大で160万円くらいと説明があったんですけれども。当初、業界団体の方は北海道に対してこの要綱の制定を要望した時には、業界要望として88億という資金枠、融資枠の要望があったと思うんですけれども。この要綱ができた時の北海道の予算を見ると融資枠が59億円というふうに減額になっているというふうに、私は聞いたんですよね。そうすると、約30億ほど削られたんですけれども、それによってこの厚岸町の漁業者、8,300万以外で、本当は要望があったんだけど、切られたとか足切りだとか、そういうような部分があったのかというものを教えていただきたいというのが2点目。

また、北海道の要綱と協調してこの条例を制定するんですけれども。北海道の要綱の中にはこの利子補給の承認のところ、町税等の滞納者というの部分がありません。北海道でいうと、道税の滞納者については利子補給をしないという条文はない。それに対して町の方がこの要綱を設けると。そうすることによって、協調するといいいながらも北海道は承認したけれども、厚岸町は承認しないということも生じてしまうのではないかと、そういう心配があるんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

最後にですね、この条例については、平成21年度、1回の融資に限っての政策だということ。この条例の実行が、要綱では3月10日までに貸付実行がされたというふうになっているんですけれども。要は本年度で全部終わってしまう、これからの部分は利子補給の期間ですよね。そうすると利子補給の期間が終わってしまうと自然とこの条例の意味が無くなってしまいます。廃止の期限を作っておいた方がいいのではないかと。15年後、この私がここにいるか、理事者側の方も皆さんその席にいてくれるのかどうかというのはわからないんですけれども。不要な条例というものを安易に廃止するという手続きを忘れがちになるのではないかとというふうに思うんですよ。これは15年後の廃止の手続きをしますと言えばそれまでなんですけど、これについては私の意見を述べさせてもらって、これについては答弁はいいので、先の質問についてお答え願いたいと思います。

●産業振興課長（高谷課長） 議長。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 1点目の中小漁業者の定義、それから厚岸町の中小漁業者の最大の従業員数、最大のトン数というご質問ですけれども。この中小漁業者の定義は、中小漁業融資保証法において定められております。

この法律には金融機関が中小漁業者等に対して貸し付ける債務に漁業信用基金協会が保証する制度について規定が設けられています。この中で中小漁業者とは、以下に掲げるものとする。1、漁業を営む個人及び漁業に従事する個人。漁業を営む法人であって、その常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるものという定義でなっております。さらに別紙参考資料の北海道要項においても、この中小漁業者の定義がされており、資金の貸付収入が北海道要綱によって行われるために当町条例もその定義としております。

厚岸漁協の組合員の従業員数でありますけれども、最大従業員数を抱えている中小漁業者は16人の従業員を抱えている漁業者がおります。それと最大の総トン数ですけれども、183トンの船を抱えているところがあります。以上、1点目の説明をさせていただきました。それから2点目ですけれども、当初約88億円の資金利用状況であったと、今回の北海道の融資枠から59億円で足切りはされないのかというご質問であります。今回、北海道が設定した融資枠59億円の内、10億円が噴火湾の付着物対策で使われまして、実際の必要額は49億円と聞いております。厚岸漁協の実際の申請額は約8,300万円でございます。厚岸漁協にお話しを伺っているんですけれども貸付対象になるのに融資枠が少ないため足切りされたという事例はないと、問題はありませんということで聞いております。それから釧路管内でも調査しましたけれども、問題はないと聞いております。

それと第3点目の北海道の要綱の中で、道税の滞納はないけれども、厚岸町の条例の中では町税等の滞納がある場合には利子補給はしないというご質問で、道と協調した中で町の条例も協調すべきではないかというご質問の趣旨かと思えます。確かに北海道には道税等の滞納の規定はございません。それと、厚岸町の利子補給条例は今回もそうですけれども、以前から皆さんから大切な税金の一部を使って利子補給をするという観点から税金等の滞納をしている方への間接的な支給はできないという一貫したものを今までも制定しておりますので、そういうことをご理解願いたいと思えます。

4点目につきましては、利子補給の期限が、廃止の期限を設けてはどうかということで、これは答えなくてもいいというご質問だったんですけれども、よろしいでしょうか。以上です。

● 2番（堀議員） 2番。

● 議長（南谷議員） 2番、堀議員。

● 堀議員 そうすると滞納者、固定化債務の償還、返済、資金繰りのために資金をやるのであって、当然、そういう方というのは、税金の滞納も多くあるという場合も多々あると思うんですよ。そういう人方ですから、こういう資金を借りようとする人方は税金の滞納も多い。北海道はその辺も考えてそういう要項を設けていないと。厚岸町もやはり、確かに貴重な財源ですから有効に使うといった中で、住民サービスの公平だとかそういう意味で税の滞納のない方のみ、サービスをするというのもわかるんですけれども、この要綱なり条例の制定趣旨がそのようなものではなくて、本当に窮している方々のためのものから、やはりそこら辺をもう少し弾力性があってもいいのではないかと思います。

信漁連が5分の3、北海道が5分の1は確実に利子補給されると。残った5分の1については、これは税の滞納があっても、第2項においては納入が確実にあることという承認で利子補給することができるというふうにはなっているんですけれども、もしかすると5分の1は抜けてしまうかもしれないというようになってしまうと、やはりこの制度を作ったというような意味合いというものが若干薄れるのではないかなと思うんです。そこらへんはもう少し考えていただきたかったなというふうに私は思うんですけれどもね。長期プライムレートの差額、0.2%を北海道が、厚岸町も0.2%ということで。そうするとその利率



というものも、1%の中でその0.2%分というのがこの資金を借りた人方が、利子負担をしなければならないと。厚岸町では第2項の納入の確実性を取るために、特別な相談なり、そういう納入催告だとかそういうようなものを、この短い期間の中で行っていくというふうになるんでしょうか。最後にこの点を教えていただきたいと思います。

●産業振興課長（高谷課長） 議長。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 道の要綱なり、道の道税の滞納の規定はございませんが、厚岸町は町税等の滞納がある場合には利子補給をしないということで、これは先ほども申したとおり、厚岸町の今までの条例等施行についてもそういう規定でおこなっておりますので、これについては弾力性のある取り扱いは今回の場合もしないということで考えました。

町の5分の1の利子補給がないのはやはり薄れるのではないかというご質問でございますけれども、同じ条件でやはり町税の滞納がある場合には利子補給をしないということでご理解願いたいと思います。さらに、確実であるということはどういった、すぐ送金できるのかということのご質問でありますけれども、第6条第2項のただし書きにありますように、納入が確実であると認める条項であります。確約書で確認ではなくて、いつ納入できるかが確認できるとき。事例としては、町税を滞納していますと。差押えの行為を町がしましたと。口座を調べて預金の残高を確認して差し押さえをしました。それを町税等に充てるのが確実にできるというときには、確実であるということで判断したいと思いません。いわゆる、いつ払いますよ、来月払いますよということは、確実という行為ではないと。あくまでも滞納の差し押さえをして町税等にすぐ充てられるとういことが確実ということで理解しております。その滞納しているお金を、すぐ払うことも一つの確実であります。以上です。

●2番（堀議員） 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうなると、差し押さえとか何かで、確かに財産の確認ができないとここでいう2項での融資はできないんだと、利子補給はできないんだということで、第1項での、完納しなければだめだというのが厳密にそこで縛ってしまうということで理解してよろしいですね。

●産業振興課長（高谷課長） 議長。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） そのとおりでございます。

●10番（谷口議員） 議長。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） ちょっと、単純なことを聞いて申し訳ありません。この北海道の要綱を見まして、事業の目的、燃油、資材高騰、魚価安や噴火湾地域の付着物被害の影響を受けている本道中小漁業者に対して資金繰りを円滑にするためと書いてありますね。厚岸町の場合は、この目的のどの部分に当てはまるのか教えていただきたいというふうに思います。そして第4の貸付対象範囲の中に、固定化しているとみなされる債務とするというふうになっていますね。それで、この対象がどういうものを指すのかということと、それから、延滞ないし固定化しているということになると、これ自体大変ではないかというふうに思いますけれども。今回の措置をすることによって、利子補給をすることによって対象漁業者の経営がどういうふうに改善するというふうに見込むことができるのか、その辺について、まず、教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●産業振興課長（高谷課長） 議長。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども、厚岸町の今回の目的はどの部分が対象かというご質問でございますけれども、現在、厚岸町の利子補給を受ける健全化計画を提出しているのは5件、約8,300万円でございます。その中で手形だとか金融化債権、固定化している書き換え、書き換えでなかなか債券を回収できないというものと、それから厚岸漁業協同組合の購入に未納金がある方が対象であります。そういった方々のために、低利で長期の返済が可能な今回の制度を使って平準化、固定化している債務を借り換えすることによって、長期にわたった返済によって固定化しているそういった債務を長い間で少ない金額で返済していけるということが目的であります。そうすることによって漁業者の償還の長期化、資金繰りの円滑化が図れるということが目的であります。それから延滞ないし固定化している債務が利子補給をすることによってどう改善するかということですが、今、私が前段に言いましたけれども、償還を長期化できる。それから平準化、いわゆる今迄20万円返済しなければならぬものが5万円に長期化して返済できるようになるということで、漁業者の資金繰りが円滑にできるということが改善できるという見込みであります。以上でございます。

●10番（谷口議員） 議長。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） あ、今、課長から説明を受けたんですが、長期の、まあ言ってみれば長期の借入金を長期にわたって返済あるいは固定化したものをさらに延ばすことによって、今まで例えば、100万円だったのを借り換えすることによって、75万円だとか50万円に期間ごとの返済額を下げることができるというような方法にするための今回の手当て、それに町があるいは道が利子補給をしていくという理解でいいんですね。

それでその、先ほど堀議員の方からも質問をされていましたが、公納金の未納というのはついてまわると言うんですよね。そうすると、そういうのと今回のこれが本当に円滑にやることができるのか、それとさっき何か預金残高を調べてどうのこうのというようなお話しがされていましたが、この辺については漁業者がどうやれば経営が改善していくのかということがやはり、町の予算規模からすればわずかなのかも知れないですけども、町民もやはり見ているわけですよね。そうすればそれが本当に効果が上がる制度として運用されるということになっていかなければ困るという。ですからこれについてはきちんと、制度が行われたけれども、そのあとはわかりませんよということにならないような監視体制がきちんととられるのかどうなのか、その辺を聞きたいと思います。

●産業振興課長（高谷課長） 議長。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今のご質問でございますけれども、効果ある制度として運用すべきであると、そのために公納金などの未納があった場合でも利子補給を考えていくべきではないかという内容かと思っておりますけれども、先ほどから申しているとおりの公納金の滞納があった場合には厚岸町としましては利子補給をしないという方針は変わりません。それらが効果ある制度として、利用者がそういったことで改善しているか監視体制をどうとらえているのかというご質問でございますけれども。これは漁協を通じて、北海道、信漁連の方に、漁業経営健全化計画、健全化しますよという計画書をもって提出して、それが承認された方がこの制度を使えると。確かに今回、厚岸町5件、8,300万円という申請額というふうに申しましたけれども、1回目の需要額調査では8件、2億数千万円という厚岸漁協の需要額を提出していたと聞いております。実際に経営健全化計画を出せる方がその内の5件、8,300万円ほどということで、あくまでも経営健全化計画によって経営が改善していくというのをもとに道がそれを承認していくものですから、そのこと自体であくまでも改善していけるということですので、それを最大限、町も認めていきたいということです。

●10番（谷口議員） 議長。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） あ、私、公納金の未納を見逃せという言い方は一切していませんので、誤解されては困るんですけども。ただ、その、今回のこの条例案を見てもただし

書きがついているわけでしょう。それが、やっぱりきちんと運用の見定めというのを、見定めをきちっとしてもらわないと困るということです。それでなかったらこれ、ただし書きが要らないんですよ。何のためにただし書きをつけたのかということは、やっぱりきちんと理解をしていかなければ困るというふうに思うんですよね。ですからその辺をどういうふうにやることによって漁業者が救われていくのかと。経営が健全になっていく、やっぱり利子補給する側もきちんとその辺は見極めていくような、あるいは指導も時には必要ではないかなというふうに思うんです。ということで、私は何でもかんでも、困っているんだから融資すればいいという立場ではありません。ですけども、やっぱり融通性はどうやってもつのかというあたりは、きちんとしながら進めていただきたいということなので、ひとつよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 6条のただし書きをつけて、公納金の滞納等がない者と付け加えさせていただいたのは、他の条例等も同様の表現をさせていただいておりますが、この利子補給にあたっては、一般の全然漁業とは関係のない方たちの税金の一部をそちらの方にもっていくと、使わせてもらうということですから、きちっとした公納金の対応をしていただいている者と限定させていただいて、その運用を図りたいと。

それで、今、産業振興課長の方からも答弁がありましたとおり、この借換資金の融資を受けれるという者は、北海道に対しまして漁業の改善計画というものを提出してそれを認められたものに限るという大前提があります。そういう条件をクリアした者について町も、これは北海道もやります。信魚連もやります。だから厚岸町がやらなければならないというものではありません。義務化されているものではありませんけれども、厚岸町も何らかのお手伝いができないかと。要するに借換資金を借りてその貸し付け条件である償還期限の延長、さらには低利になります今まで有利子負債を持っていた者が借換資金をそれに充てることによって、低利のお金、低利といいますのは、いろいろな、国、それから信魚連の利子補給、さらには町の利子補給ということで本人負担の利子というのは相当軽減されるということでもありますから、それを経営の改善に向けて有効に活用していただくように、漁業協同組合ときちっと連携を取りながらこの対応を図っていきたいとそのように考えています。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●税財政課長（小島課長） 議長。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。今回の補正予算の内容ですが、平成21年12月18日に国において閣議決定された、明日の安心と成長のための緊急経済対策において、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援するとされたことを踏まえた国の平成21年度一般会計補正予算第2号が去る1月28日に成立したところでございます。

このうち厚岸町に配分される地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業費及び除雪対策費の追加補正計上であります。議案書の1ページをお開きください。平成21年度厚岸町一般会計補正予算、6回目。平成21年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,018,062千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開き願います。第1表でございます。歳入歳出予算補正ですが、記載のとおり歳入では3款3項。歳出では5款9項にわたって、それぞれ178,029千円の増額補正でございます。

次に事項別により説明させていただきます。5ページをお開き願います。歳入でございます。

11款1項1目地方交付税、55,504千円の増。普通交付税の計上であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金。122,385千円の増。地域活性化・きめ細かな臨時交付金厚岸町配分額の計上であります。

21款諸収入、6項3目3節雑入。140千円の増。私道除雪委託料であります。以上で歳入の説明を終わります。

続いて7ページ、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費。4,800千円の増。特別養護老人ホーム心和園整備事業。既存施設の廊下などの床補修工事でございます。

8目社会福祉施設費。7,450千円の増。宮園丘陵地区集会所ほか整備事業として、宮園丘陵地区集会所の軒先改修、トライベツ集会所の外壁改修、片無去パイロット地区集会所の外壁改修の3件の実施設計委託料350千円及び改修工事費7,100千円の計上であります。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費。6,773千円の増。厚岸保育所整備事業。施設、屋根の改修でございます。

9ページ、5款農林水産業費、3項水産業費、5目養殖事業費。3,283千円の増。カキ種苗センター附帯設備整備事業。施設屋外から海水を取水する設備改修の実実施設計委託料388千円及び改修補修工事費2,895千円であります。6目水産施設費、12,880千円の増。床潭地区漁村センター整備事業。施設の屋根及び外壁などの改修実施設計委託料880千円及び改修工事費12,000千円でございます。11ページ、

6款1項商工費、5目観光施設費。6,790千円の増。あやめヶ原展望台ほか整備事業。あやめヶ原展望台改築実施設計委託料189千円及び展望台改築5,211千円、望洋台トイレの外壁改修及び厚岸味覚ターミナルのトイレ改修1,390千円でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。10,855千円の増。道路照明整備事業。LED道路照明16基設置、1,455千円。町道側溝整備事業、通称宮園丘陵地区内町道側溝のトラフ蓋取り換え補修、9,400千円でございます。2目道路新設改良費、35,300千円の増。望洋台東1の通り整備事業、改良舗装工事18,500千円。望洋台6号通り整備事業、改良舗装排水工事16,800千円でございます。3目除雪対策費、42,520千円の増。本年1月までの降雪により除排雪経費が増高したため、今後の降雪に備えての経費の追加計上をするものでございます。15ページにわたりますが、6項住宅費、2目住宅管理費。10,322千円の増。町営住宅設備整備事業。宮園団地、奔渡団地、有明団地、きのこ住宅の火災警報機設置。宮園団地のガス給湯器の取り替え、梅香団地台所換気扇の取り替え、梅香団地給水立上管の取り替えに係る改修工事費の計上でございます。

17ページ、9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費。15,500千円の増。教員住宅建設事業。厚岸小学校校長住宅1棟の建設でございます。2項小学校費、2目学校管理費。8,056千円の増。高知小中学校屋内運動場整備事業。体育館屋根の改修工事費1,850千円、厚岸小学校屋外運動場整備事業。学校用地屋外フェンスの改修工事費6,206千円でございます。6項保健体育費、3目温水プール運営費、13,500千円の増。温水プール整備事業。プール等天井の改修工事費でございます。

1ページへお戻り願います。第2条、繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。3ページをお開き下さい。第2表繰越明許費補正、追加であります。国の第2次補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当して行う次の事業は、国の繰越承認を受けて翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費。事業名、特別養護老人ホーム心和園整備事業、金額4,800千円。宮園丘陵地区集会所ほか整備事業、7,450千円。2項児童福祉費、厚岸保育所整備事業、6,773千円

5款農林水産業費、3項水産業費。カキ種苗センター附帯整備事業、3,283千円。床潭地区漁村センター整備事業、12,880千円。

6款商工費、1項商工費。あやめヶ原展望台ほか整備事業、6,790千円。

7款土木費、2項道路橋梁費。道路照明整備事業、1,455千円。町道側溝整備事業、9,400千円。望洋台東1の通り整備事業、18,500千円。望洋台6号通り整備事業、16,800千円。6項住宅費、町営住宅設備整備事業、10,322千円。

9款教育費、1項教育総務費。教員住宅建設事業、15,500千円。2項小学校費。高知小中学校屋内運動場整備事業、1,850千円。厚岸小学校屋外運動場整備事業、6,206千円。6項保健体育費。温水プール整備事業、13,500千円でございます。

以上をもちまして議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明ではございますが、ご審議のうえご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本件の審査方法について、お諮りいたします。本件の審査方法については、議長を除く15人をもって構成する平成21年度補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本件の審査方法については、議長を除く15人をもって構成する平成21年度補正予算審査特別委員会を設置し、直ちに審査することに決定しました。本会議を休憩いたします。

[休憩 午前10時57分]

[再開 午後3時17分]

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。日程第5、議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算を再び議題といたします。本件の審査については、平成21年度補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。

●菊池委員長（菊池議員） 9番。

●議長（南谷議員） 菊池委員長。

●菊池委員長（菊池議員） 平成21年度補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算については、本日、本委員会を開催し慎重に審査の結果、可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） 議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算について、お諮りいたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第6、意見書案第1号、平成22年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書を議題といたします。職員朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） （省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります、大野議員に提案理由の説明を求めます。

●11番（大野議員） 11番。

●議長（南谷議員） 大野議員。

●大野議員 ただ今上程いただきました意見書案第1号、平成22年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書でございますけれども、大変文面が長く、事務局の方には大変ご苦勞さまでした。

政権交代後初めての平成22年度酪農畜産政策・価格対策の決定を今月末に政府が決定をすとお聞きしております。ですから今臨時会に急遽提出させていただいたことをご了承いただきたいと存じます。

さて、北海道の酪農といいますか厚岸町の酪農家にとっても、この内容につきましては、ただ今事務局の読み上げた文面につけるわけでございますけれども、飼料価格の高騰、肥料、生産資材等が全て高止まりに推移をしております。昨年、5円ほど乳価が上がりましたけれども、基本的にはそれを維持してほしい。政府で決めるのは、我々というか北海道の酪農家は加工原料乳の生産者でございます。政府が決めるのは補給金と限度数量でございます。補給金はただ今、キログラムあたり11円で限度数量が195万トンでございます。最低、この数字を維持していただきたいというのが本当の気持ちでございます。

後、いろいろとこと細かく全般にわたる多岐にわたる内容、項目を掲載させていただきましたけれども、一つ一つの説明は今読み上げていただいたとおりでございますので省略させていただきたく思いますけれども、消費者に安心安全な食料を供給するためにも生産者、担い手の今後長期に安定的な経営をできるよう要望する意見書案でございますので、議員各位の深いご理解のもと、ご賛同いただきたく存じ上げます。以上で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（「ちょっと休憩して。」の声あり）

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

[休憩 午後3時37分]

[再開 午後3時43分]

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。質疑、ございませんか。

（「なし。」の声あり）



●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審査は、全部終了いたしました。よって、平成22年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時44分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年2月17日

厚岸町議会

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

